

令和6年度(令和5年分) 給与支払報告書の提出から適用される主な改正事項

「給与支払報告書の書き方」を参照のうえ、以下の改正点をご確認ください。

6 住宅借入金等特別控除区分

◆住宅借入金等特別控除区分の追加

「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」欄は、住宅が「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合、区分に応じて「住（特家）」、「認（特家）」、「震（特家）」と記載。

※ 詳しくは国税庁ホームページ「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」7ページ⑩住宅借入金等特別控除の額の内訳を参照してください。

7 扶養親族等の各欄

◆扶養控除の対象となる非居住者（国内に住所がない等）である扶養親族の要件の見直し

控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分欄に「○」を記載。

控除対象扶養親族の方が非居住者である場合には、区分欄に「01～04」（下記参照）を記載。

●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	区分欄への記載方法
居住者	空欄※ ¹
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※ ² ）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※ ³ ）	04

※¹ eLTAX等の電子媒体で提出する場合は、「00」と記録

※² 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

※³ 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

※⁴ 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載

9 摘要欄

◆退職所得（源泉徴収されたものに限る。）のある配偶者又は扶養親族がいる場合

- ・配偶者（退職所得を除いた合計所得金額が133万円以下）
- ・扶養親族（退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下）

上記の場合、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に該当するため、下記項目の①～⑤を「(摘要)」欄に、⑥を **9-2** 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載。

①氏名 ※氏名の前に(退)と記載 ②続柄 ③生年月日 ④障害の区分

⑤退職所得を除いた合計所得金額 ⑥個人番号（マイナンバー）

※退職所得のある扶養親族がいることで納税者が寡婦やひとり親に該当する場合は、その旨も「(摘要)」欄に記載。